

宮代町議会議長 合川 泰治 様

宮代町長 新井 康之

## 健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度に公表した健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— ( 13.90 )	— ( 18.90 )	6.0 ( 25.0 )	— ( 350.0 )

## 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載すること。
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

宮代町議会議長 合川 泰治 様

宮代町長 新井 康之

## 資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第3項において準用する同法第3条第1項の規定により、令和4年度に公表した資金不足比率を次のとおり報告します。

### 記

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備考
水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	0.0	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

### 備考

- 必要に応じて「特別会計の名称」欄を追加すること。
- 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について、以下の例により注記すること。  
「令第17条第1(2、3、4)号(括弧書き)の規定により事業の規模を算定」

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
114421	埼玉県	宮代町	-	-	6.0	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	13.90	18.90	25.0	350.0
	7,473,220	521,100	財政再生基準	20.00	30.00	35.0





総括表④ 将来負担比率の状況（令和3年度決算）

Ver.03.00

団体名

埼玉県宮代町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額					連結実質赤字額	組合連結実質赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	地方独立行政法人	第三セクター等 (損失補償、信託、貸付)		
8,289,104	0	2,983,296	373,717	0	0	0	0	0	0	0	0

(分母比)

125

45

6

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能特定歳入	基準財政需要額算入見込額	
		うち都市計画税	
2,573,288	1,007,285	1,007,285	8,225,088

(分母比)

39

15

15

124

将来負担額 A
11,646,117

175

充当可能財源等 B
11,805,661

178

A - B
-159,544

-2

将来負担比率 (%)
-

標準財政規模 C
7,473,220

112

算入公債費等の額 D
821,393

12

C - D
6,651,827

100

-2.3

宮代町長 新井康之様

宮代町監査委員 新 祖 章

宮代町監査委員 金子正志

### 令和3年度財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和3年度財政健全化についての意見は、下記のとおりです。

#### 記

1 審査期日

令和4年7月26日

2 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

3 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	— %	— %	13.90%以上	赤字なし
②連結実質赤字比率	— %	— %	18.90%以上	赤字なし
③実質公債費比率	6.0%	6.3%	25.0%以上	
④将来負担比率	— %	6.5%	350.0%超	指標なし

4 総括意見

財政指標のうち、実質公債費比率は令和2年度比0.3ポイント減の6.0%、将来負担比率は地方債の償還が進み、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため、指標なしとなりました。これは早期健全化基準に比べ良好な結果です。

大変厳しい財政状況が続く中、学校施設を含む公共施設の老朽化も進み、施設の更新ピークを迎えることが見込まれるため、公共施設の更新については、公共施設マネジメント計画に基づいて、着実に進めていくことを望みます。

5 その他

公営企業会計の経営健全化審査については、赤字額が生じていないことから審査の必要性がありませんでした。